

令和7年度 第1回東彼杵町上下水道事業経営審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和7年9月29日（月）14時～15時45分
- 2 場 所 総合会館研修室3～4
- 3 出席者 会 長 神保 充弘
副会長 三尾 剛志
委 員 佐藤 和則 池本 洋一 中原 健二 山田 聡 外田 志人己
福田 勝洋 楠本 信宏
事務局 岡木課長 山口課長補佐 田中係長 松添係長 福田主事
- 4 欠席者 委 員 氏福 達也
- 5 傍聴人 なし
- 6 議 事 (1) 審議会の運営要領について
(2) 地方公営企業について
(3) 東彼杵町水道事業の概要について
(4) 東彼杵町下水道事業の概要について
(5) その他

(1) 審議会の運営要領について

事務局が資料のとおり審議会の運営要領について説明し、以下の質疑が行われた。

委 員：審議会の条例は6月に可決され施行されているが、この条例を作ることになった経緯の説明を。

事務局：法の定めがあり、審議会を設置する場合は条例を制定する必要がある。経緯としては、令和6年に下水道料金を総務省が推奨する水準まで引き上げた際、行政側だけの判断で料金改定を行った。その際、行政だけで判断するのではなく客観的な意見を踏まえて判断すべきとの議員の皆さんからの意見があり、今回審議会を設置した。

(2) 地方公営企業について

事務局が資料のとおり地方公営企業法、企業会計、財務諸表について説明し、以下の質疑が行われた。

委 員：浄化槽は下水道区域に含まれないのか。

事務局：含まれない。

委 員：浄化槽の補助金をもらっているが、それはどこから出ているのか。

事務局：補助金は下水道事業とは異なり、一般会計から出ている。

委 員：下水道の長期前受金とは何か、また、他会計補助金の内訳を教えてください。

事務局：長期前受金は説明が難しいが、例えば100万円の減価償却費があったとすれば長期前受金はそのうち補助金がどの程度入っているかという考えになる。会計基

準見直しの法改正前は補助金を引いた50万円を減価償却費に計上するという考えだったが、改正後は補助金分を含めた100万円を費用として計上し、そのうち補助金50万円を収入に長期前受金として計上することで実質的な減価償却費は半分になる。長期前受金は非常にわかりにくい部分もあるため、次回わかりやすい資料を準備する。また、他会計補助金は、一般会計からの補助金となっている。

(3) 東彼杵町水道事業の概要について

事務局が資料のとおり水道事業の概要について説明し、以下の質疑が行われた。

委員：令和2～6年までの水道の使用量の資料を出していただきたい。

事務局：次回資料を準備する。

会長：簡易水道、飲料水供給施設、上水道と、大きく分けると3つの言葉が出てきたが主たる違いは人数という理解でよいのか。

事務局：はい。

会長：公営企業法を適用させるメリットはどのようなことが考えられるのか。

事務局：水道事業は水道料金で運営してくという公営企業の基本的な考え方があり、法を適用させることで財政状況がはっきりしてわかりやすく、示しやすいということが挙げられる。

会長：独立採算制をとっている以上、そうした方が明確になりやすいということか。

事務局：はい。また、できるだけそうしなさいという国からの指示もあっている。

(4) 東彼杵町下水道事業の概要について

事務局が資料のとおり下水道事業の概要について説明し、以下の質疑が行われた。

委員：合併浄化槽は今回の審議会にはあげないという理解でよいのか。

事務局：はい。

委員：公共下水道区域内で、公共下水道に接続している方には、下水道使用料の負担がある。一方で、個人で設置され合併浄化槽を使用されている方は補助金をもらっている。このことは町民には理解を得にくい部分がある。公共下水道区域内にもかかわらず、公共下水道に接続しなくて合併浄化槽でもいいという人が出てくる可能性がある。公共下水道を維持管理するために、一般会計から相当額の補助金が出ていることをよく説明し、合併浄化槽の個人への補助金に対して公平性を保っていることを町民に理解してもらう必要があるのではないかと。

事務局：ご指摘のとおり、合併処理浄化槽は個人がお金を出して設置しているが、公共下水道は行政側で整備をし、その財政負担は一般会計からかなりの補助金をもらっている。一般会計は税金であるため、接続推進を図る中で町民の皆さんにわかりやすいよう資料等を提示し、今後取り組んでいきたい。

委員：個人的なことになるが、私の家は大村湾を見下ろす場所にあり、昭和5～60年

頃は海で泳いだ後は体に泥のようなものがついていて、しかし、最近は大村湾が非常にきれいになったと思っている。これは下水道事業できれいにされた結果であり、下水道は非常に大切だと思っている。物価高の中で料金を上げるのは非常に心苦しいところだが、事業の内容、有益性とのバランスをよく考えていかなければならないと思っている。

事務局：統計的にも大村湾の水質は昔に比べてきれいになっている。下水道は環境美化や水質改善に資する部分があるため、そこを理解いただき、区域内であれば接続、区域外であれば合併処理浄化槽を設置してもらい、汚水をきれいにして放流するという意識を持ってもらうところから始めないといけない。配布しているコースターもその一環。また、下水道のデザインマンホールの設置なども行っている。

委員：農業集落排水や漁業集落排水をこれ以上広げるという計画はないのか。

事務局：整備が完了しているため今後広げることはない。

(5) その他

事務局から次回の日程や議事内容、委員報酬等について説明し、委員からの質疑や意見等は特段なし。

以上

議事録署名

令和 7 年 10 月 27 日

審議会会長

神保 亮 弘

審議会委員

三尾 剛 志